

第 4 日

1. 平成29年12月14日午前10時00分招集
2. 平成29年12月14日午前10時00分開議
3. 平成29年12月14日午後 4 時43分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(13名)

1 番 生 山 敬 之	2 番 森 潤一郎	3 番 蒲 池 恭 一
4 番 豊 後 力	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
8 番 庄 山 忠 文	9 番 荒 木 拓 馬	10 番 池 田 龍之介
11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾	13 番 高 巢 泰 廣
14 番 杉 本 和 彰		

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

7 番 小 山 曉

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	北 原 望	書 記	前 田 聡 子
---------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	福 原 秀 治	教 育 長	小 出 正 泰
総 務 課 長	上 原 真 二	総合支所長兼住民課長	高 木 洋一郎
会 計 管 理 者	池 本 文 雄	まちづくり推進課長	高 木 浩 昭
税務住民課長	石 原 康 司	健康福祉課長	高 岡 悦 雄
商工観光課長	前 渕 康 彦	建 設 課 長	中 嶋 光 浩
農林振興課長	富 下 健 次	農業委員会事務局長	石 原 忠 邦
学校教育課長	樋 口 哲 男	学校統合推進室長	下 津 隆 晴
社会教育課長	荒 木 和 富	町立病院事務部長	池 田 宝 生
特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1 承認第6号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町一般会計補正予算(第3号))

日程第2 承認第7号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号))

- 日程第3 議案第41号 和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第43号 和水町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第44号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第45号 和水町介護保険条例の一部改正について
- 日程第8 議案第46号 和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第47号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 発議第4号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第11 発議第5号 和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 平成29年度和水町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第49号 平成29年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第50号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第51号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第52号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第53号 平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第54号 財産の交換について
- 日程第19 議案第55号 町道の路線認定について
- 日程第20 議案第56号 指定管理者の指定について(和水町福祉センター)
- 日程第21 議案第57号 指定管理者の指定について(菊水ロマン館)
- 日程第22 議案第58号 指定管理者の指定について(和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館)
- 日程第23 発議第6号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について
- 日程第24 閉会中の継続審査について(常任委員会)
- 日程第25 閉会中の継続調査について(各委員会)
- 追加日程第1 議案第59号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

開議 午前10時00分

○議長(杉本和彰君) 起立願います。おはようございます。

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、各報道関係の皆様より、写真、ビデオカメラの撮影の申し出がありましたので、許可しています。

報告します。池田龍之介君から、11日の会議の発言について、不適切な表現があったので訂正したいとの申し出がありましたので、許可しました。

本日は、上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 承認第6号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町一般会計補正予算(第3号))

○議長(杉本和彰君) 日程第1、承認第6号「専決処分の承認について(平成29年度和水町一般会計補正予算(第3号))」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第6号、専決処分の承認について(平成29年度和水町一般会計補正予算(第3号))は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

日程第2 承認第7号 専決処分の承認について

(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号))

○議長(杉本和彰君) 日程第2、承認第7号「専決処分の承認について(平成29年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号))」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第7号、専決処分の承認について（平成29年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号））は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。

日程第3 議案第41号 和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第3、議案第41号「和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号、和水町平成28年熊本地震復興基金条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第4、議案第42号「和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第42号、和水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 和水町税条例の一部改正について

○議長(杉本和彰君) 日程第5、議案第43号「和水町税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第43号、和水町税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第44号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第 6、議案第44号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第44号、和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第45号 和水町介護保険条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第 7、議案第45号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号、和水町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する
条例の制定について

○議長（杉本和彰君） 日程第8、議案第46号「和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今回の法改正によって、この条例提案がなされているかと思います。

今回の法改正の中で、特に重要な部分について、4点にわたってリーフレットでは示されていますが、その第1点で、「市町村長の任命とする」と、農業委員ですね、そういうふうになされていますが、その方法ですね、どういう形でこの任命が行われていくのかということが第1点ですね。

それからもう1点は、農地利用最適化推進委員というのが新たにできまして、これが本町の場合は17人とする、農業委員は11人ですが、推進委員は17人とするというふうになっておりますが、この方たちは、どういうふうにして選出をして、どのような活動をされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） 新制度移行後の農業委員については、地区ごとの定数を求めることはできませんが、年齢や性別に偏りがないように配慮することが法律で定められております。

農業委員については、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを得て確実に就任するために、市町村長の任命制とし、過半を原則として認定農業者とする。農業者以外の者で中立的な立場で、公正な判断ができる者を一人入れる。また、女性や青年を積極的に登用することとなっております。

また、新たに新設される農地利用最適化推進委員については、農業委員会が担当地区を定めて委嘱することになりました。今現在24人の定数で、欠員2名出とりまして、24名ですが、この農業委員の半減につきましては、国の指針により審議の機能的な開催を図るため、農業委員は半減となりますが、農地利用最適化推進委員の新設により委員総数は11名と17名の28名になりまして、現在総数は4名の増となります。

これまでの農業委員の活動を踏まえ、今後の農地集積等を加速するために、農地最適化推進委員が新設されます。農業委員の定数については、半減という国の指針があり、上限定数も法で規

定されていることから、定められた条件の中で前向きに取り組むことが重要と考えております。

御指摘のとおり、現在、農業委員さんの任期が来年30年7月31日までとなっております。新たに30年の8月1日から新体制に移行になりますが、そのために来月の1月4日から募集をする予定であります。3月に議会の同意を得まして、町長の任命になることとなります。

以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 任命制だから議会の同意を得てということであれば、議会に名前を町長が提案して、その後、議会で可決されれば、その方たちが認められたとして、町長のほうでそれを任命すると、そういう形になっているんですか。

○議長（杉本和彰君）

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） 議員がおっしゃるとおり、公募しまして、農業委員につきましては、11人を超えた場合は選考会を開きまして、選考しまして、町長のほうに一応提案というか、名簿を上げまして、最終的には議会の同意を得て、町長が任命することになっています。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） そうすると、定数以上になった場合に選考するということですが、その選考は、どなたがされるようになるんですか。

○議長（杉本和彰君）

農業委員会事務局長 石原忠邦君

○農業委員会事務局長（石原忠邦君） 選考委員につきましては、総務課長、県の農業委員、あるいは事務局長の私たちのほうになるかと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての反対討論を行います。

この提案の提案理由は、国会での農業委員会等に関する法律の改正に伴うものとなっております。戦後農地解放が行われ、昭和26年から市町村の農業委員会活動が始まりました。現在の和水町農業委員会の定数等に関する条例では、農業委員の定数は24人で有権者である農民の選挙によって農民の代表として農地の番人の役割を中心とする地域農業を守る役割を果たしてきました。

国会の法改正に基づく今回の提案であります。法改正では農業委員は市町村の任命制になり、農民でないものも任命し、民主的に農民から選挙で選ばれる方法から大きくかけ離れてしまい、独立した農業委員会が実際の下請機関になる恐れがあります。農民でない者を一人農業委員にすることは、次の法改正によって増員し、企業が農地を取得し、農業経営に参入してくる可能性は大きくなり、家族農業経営で成り立ってきた日本農業に大きな影響を与えることでしょう。規制改革委員会が中心となり、農業改革を進めておりますが、中小規模農家を非効率であるとの考え方は農協解体とともに、農業委員会の改変を農地を企業が取得できるようにし、国の政策によって、ますます家族経営を厳しくしていく大変な問題であることを指摘し、反対討論いたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 皆さん改めまして、おはようございます。3番議員の蒲池でございます。

議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての賛成の立場での討論をさせていただきます。

確かにですね、先ほど申されました笹渕議員の反対討論の中にありました農民のためのというような言葉は、あっているのかなという部分もありますけれども、今後、農地が農業者がどうやって守られていくのかという中において、この法改正がまだまだ確定したわけじゃないところもあります。

私自身、携わっており、やっぱり悪い部分もあります。しかしながら、今後最適化推進委員さんを通じまして、そして、地域に根ざした農業、農業者の掘り起こし、そして、所得アップにつながるような、こういう改革であることは間違いないことであると考えております。

そういうことからですね、私は、この議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、和水町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第9、議案第47号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第4号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第10、発議第4号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号、和水町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第5号 和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 日程第11、発議第5号「和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号、和水町議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 平成29年度 和水町一般会計補正予算（第4号）

○議長（杉本和彰君） 日程第12、議案第48号「平成29年度和水町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑はありますか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） ページ12ですね、6の企画費、節19で地方バス路線維持補助金87万4,000円ということで、補正を組んでありますけれども、これは県からも補助が出ていると思います。これは、どういう理由で追加補正をされたのか、なぜ事業年度途中でこういう事態になったのか、その理由を説明お願いいたします。

それと、ページ14ページ、4の衛生費、款の3環境衛生費、節19で共同墓地復旧支援補助金7万円と出ていますけれども、政教分離どうのこうのがあると思いますけれども、それで、この共同墓地復旧支援補助金を出された理由というか、それと我が和水町には、この共同墓地というのは何カ所あると把握されているのか、それをお伺いいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

地方バス路線維持補助金の補正についてのお尋ねかと思います。

路線バス補助金の会計年度が10月1日から、翌年の9月30日ということになっておりまして、本年度分の運行実績が9月末をもって確定したところでございます。

町への補助金申請が提出されるのが、毎年11月中旬となることから、当初予算額は前年度の補助金の実績ベースで予算を計上させていただいておりました。

今回、確定したことによりまして、その差額分を今回補正しているところでございます。

結果といたしましては、前年度よりも87万4,000円の増額ということになっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） 池田議員の御質問の14ページ、衛生費の環境衛生費7万円の増額について、御説明をいたします。

この事業は、9月の補正のほうでもあげましたが、熊本地震の復旧に伴います県の交付金事業の中で、共同墓地復旧支援事業ということで、県の事業となっております。

事業費の2分の1が補助となりまして、残りは事業者といいますか、自己負担となっております。

9月の補正のほうで、2件をまず申請しておりまして、補助金を113万7,000円を計上しております。その2件のほうは、この10月、11月で事業のほうを実施されましたので、当初あげておりました金額より30万8,000円の減額ということで、今確定、概要出ております。

新たに11月になりまして、1件の地区のほうから新たに補助額として37万8,000円の申請が、1件あがっておりますので、今回補正としまして、37万8,000円から当初計上した分の減額分、30万8,000円を差し引きまして、7万円の増額、追加補正となっております。総額で補助額としましては、120万7,000円となっております。

また、共同墓地が何カ所あるかでございますが、これは6月の区長会で、こういう事業が県から出されましたので、募集をとりまして、今現在3件受けておりますが、それも担当としてはつかんでいないといいますか、3名とか4名で共同墓地ということで、申請があっておりますので、今現在は共同墓地が何カ所というのはつかんでおりません。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） まず路線バスの補助について、再質問いたしますけれども、事業実施が10月1日から翌年の9月末日ということの説明でありましたけれども、それでは、この補正を組まれている87万4,000円というのは、来年度の3月当初予算のほうに組み入れられるような県の

補助対象額というか、県への補助金の請求には反映されるわけですよね、当然。前年度のあれで、県のほうからもくるということであればですよね。

それと、この共同墓所というのは、いろいろありますけれども、県のほうから補助金対象になっているのは、法人化されてない個人同士の共同墓地として運営されているというか、そういう墓に限ってのあれだったと思うんですけれどもですね。法人化されているのは、やはり政教分離のほうで課題があるということで、県のほうも補助は出していないと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの御質問でございますけれども、現在、路線バスといたしまして、町内7路線通っているわけでございますが、このうち熊本南関線が国庫補助路線ということになっています。こちらに関しましては、町への補助がございます。こちらの部分を考慮しまして、全体とした中での現在乗り入れされています産交バスさんへの赤字補填ということで計上しているところでございます。

次年度の予算計上につきましては、この87万4,000円を加算した今年度の実績を基に次年度御提案させていただくことになろうかと思います。

○議長（杉本和彰君）

税務住民課長 石原康司君

○税務住民課長（石原康司君） ただいまの御質問ですが、今の議員がおっしゃったとおり、地方公共団体とか宗教法人、また公益の財団法人とか、そういった企業については、対象外となっております。

対象者としましては、共同で墓地を管理する集落、または自治会等ということで該当がなっております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 3回目ですので、最後になりますけれども、ページ10ページですね、18の繰入金、介護保険事業会計繰入金1,183万4,000円、それと13ページ、3の民生費、2の高齢者福祉費、28の繰出金、69万3,000円ということで、今度は逆に介護保険事業会計へ69万3,000円繰り出されております。

これは、いつも私、質問してると思うんですけれども、向こうから1,183万4,000円、一般会計のほうに繰り入れられて、なおかつ、今度は逆に69万3,000円繰り出していると、相殺したような額で載せることはできんとですか。一般会計から特別会計に繰り出す場合、この事業を、この事業という紐付きというのはないと思うんですよね。全般的に、この特別事業会計へ幾ら繰り出しますということだと思ってるんですよね。繰出金というのは、じゃあ向こうから余ったからというような感じだろうと思うとですね。今度は一般会計のほうに繰り入れられているということは。な

ら余っとるお金があるなら、繰り出す必要はないじゃないですか。

だから、この繰出金を差し引いた額で繰り入れたほうがいいんじゃないですか。私は、いつもそう思うんですけどですね、何か執行側からの説明は、この事業この事業で特定のあれだからというような、時々説明がありますけれども、どうも特別会計事業のほうに繰り出すお金は、その特別会計事業のところで、どういう仕事をしますからということはあるかと思えますけれども、総体的な額で繰り出すわけですから。だから、この事業が今年度できないとか、いろいろな事情で、こういうお金が余りましたからということで、繰り入れるわけでしょう。向こうから言うなら繰り出すわけですから。だから、どうも相殺した額でしたほうが、私はわかりやすいと思うんですよ。わざわざ余ってるお金をもらっておいて、また一般会計から繰り出して、おかしい話ですよ。

総務課長、そのところは、どうですかね。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まず歳出のほうの1,183万4,000円、これの金額の性質といたしましては、平成28年度の決算に基づき実績が下回ったことによる分でございますので、28年度のそれぞれ介護給付費、地域支援事業費、そして一般会計の繰入金と、そういった大きく三つの中で事業が展開されているわけです。28年度が決算が9月に大体わかりますので、その分野その分野で町が負担する分、県とかが負担する分がありますので、その分、町が負担していた分を28年度の実績に応じて介護保険のほうから、これは歳出ですので、繰り出すと、一般会計の28年度決算のもとです。そういう性質のものです。繰入金ですね、今のは。一般会計からしますと繰入金ですね。そういう実績に応じて介護保険から出されますので、その三つの事業の町が負担してた分を繰り入れたと。

繰出金のほうはですね、すみません、ちょっとごたごたになりまして。

ですから、性格的に一緒にするお金ではない、あとできちんと整理ができるお金と、28年度分の実績をした分と、片方の一般会計の支出のほうの69万3,000円というのは、これは現年度で介護予防福祉用具の購入費であったり、システム改修費であったりと、現年度でも、不足する部分がありますので。その分に繰り出すということでございます。

失礼いたしました。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 今定例会で初めて質問させていただきますが、2点ほど、ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず1点目が、歳出の分の12ページの企画費でございますが、地域コミュニティ施設の助成ということで。それともう1点、学校管理費の中での工事請負費について、350万2,000円の工事請負費が出ております。

この2点について、ちょっとお伺いしますが、まず1点目の最初のコミュニティの施設の件ですが、私の手元資料でいただきましたのが、2件分の工事請負の明細をもらっております。町内においてコミュニティに関しての施設が損壊をしたというのが何件ぐらいあって、今回申請されたのが2件になっておりますが、そのへん町執行部として助言・アドバイスがあったのか。もしくは、こういう補助金を使わなくても自分たちの出資で賄うというようなことがあったのか、その1点をまずお聞きいたします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） ただいまの豊後議員の御質問にお答えをいたします。

地域コミュニティ施設等再編支援事業の補助金の件でございますけれども、今回補正にあげておりますのは、藤田地区、内田地区、2地区の事業費の補助額ということで、149万3,000円計上させていただいております。

このほかにも当初予算のほうで予算計上をさせていただいておりますけれども、これまでに相談、今回の地区まで含めて11件の行政区からの問い合わせ等ございます。これまでに、去年の熊本地震後に県のほうから、この基金に関する御説明等がございまして、その後に全戸への事業の要旨を載せたものを配布しております。それから区長会での御説明を差し上げております。

また、今年度に入りまして、区長会のほうでは重ねて御説明を差し上げたところでございます。これによりまして、区長さんを介しての地区からの御相談、それから申請というようなことにつながって、現在11件ほどの御相談、また、この後も1、2件御相談があっていると聞いています。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 今、11件の申請があがったということで、この工事につきましては、確か、総事業費が2,000万までだったんじゃないかなというふうに私は記憶しております。

補助事業が、その半額ということで思っておりますが、やはり、地域のコミュニティというのは、どういう部分を含めたところでのコミュニティとしての施設という捉え方なのか、このへんは非常に、やっぱり地域の皆様方には大変な出資になるというふうに私は思います。

やはり、コミュニティという、この名前の創設が緩和して、いろんな幅広い分野の中で補助事業が使えますよというような、私は位置づけだろうというふうに思います。

やはり、年々過疎化、限界集落になっていきますと、維持管理というのは非常に厳しい面がございます。ぜひ、こういうのを将来にわたって、皆さん方が積極的に利用されていけるように、執行部についてはですね、よろしくお願いをしておきます。

次の質問の中で、学校管理費の中で、実は東小学校のほうで、今回248万2,000円の予算をされておりますが、これは当然だろうというふうに思います。

それとですね、今、学校施設の中でトイレ、ほとんどが和式だろうというふうに思います。

しかし、今は一般家庭、またはアパート、そういった中では洋式トイレの中での、ほとんどが自動だろうと。実は、これは私の孫の話になりますが、よくトイレを済ませますと、自動的に流れますので、結局、自分で流すというのが習慣づかない部分があるというふうに思いました。今は、電源を切って、そちらのほうは使えないようにしていますが、学校の中ですよ、私は今までは確かに和式でよかったんですが、子ども達が学校でトイレに行きたくない、無理をしてでも家に帰ってトイレをしたいという習慣も、私は聞きます。ですから、近代的な施設の中で、やっぱり子ども達が快い気持ちで排便ができるように、私は洋式トイレ、やっぱりこのへんはですね、環境衛生面も必要でもあります。確かに便器に座りますから、それをふき上げて帰る。これをやっぱり教育の一環として捉えてですよ、私は洋式の全自動化をお願いをしたいと思いますが、そのへん教育長、どういうふうに思われますか。今回東小学校においては、そういった不自由な子どもさんが来るということで、それなりの施設を考えて、ここに出されておりますが、やっぱりこのへんもしっかりとですね、どういうふうにしたらいいかということも私は大事なことだろうというふうに思います。

それともう1点、同じく東小学校なんですが、実は大変、昨年水道水のことで皆さん方にもお世話になりましたけれども、やっぱり。

○議長（杉本和彰君） 豊後議員、質問ではなくて、質疑、提案してある分の質疑でお願いいたします。

○4番（豊後 力君） 質疑でしておりますから、すみません。私のこういう言い方で申し訳ないんですが、今、学校のほうでの水道の関係は善処できているか、そのへんも二つ、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

まちづくり推進課長 高木浩昭君

○まちづくり推進課長（高木浩昭君） 豊後議員のコミュニティの捉え方の部分について、御説明申し上げます。

この補助事業につきましては、平成28年熊本地震復興基金交付要綱に基づきまして、和水町において、和水町熊本地震復興補助金交付要綱を定めまして、事業を進めておるところでございます。

この要綱では、平成28年熊本地震からの早期の復興を図ることということをうたっております。議員も御心配されているかと思いますが、神社仏閣、政教分離等の関係もございます。熊本県の基金条例等の補助要綱をつくられる際にも、そのへんはですね、かなり苦慮されたものと承知しているところでございます。

本町におきましても、このへんの捉え方については、単独で拙速に進めるのはどうかということで、まわりの状況等も把握しながら進めているところでもございます。この要件等でございますけれども、被災した地域集落における地域のコミュニティの場として、長年利用されてきた施設の再生を支援するというようなことがうたっております。この対象の施設でございますが、

次の要件を満たすものということで、地域集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市長村長が認定する施設ということになっておるところでございます。

四つございます。一は市町村の区域内に存在していること。専ら地域の住民が利用するものであること。三つ目、専ら地域の住民が交代で維持管理しているものであること。これは神社、お寺等、そこに専属で管理をされている宗教の法人等がある場合は該当しないということでございます。四点目が、祭りや行事など、地域やコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続するものであるというような、この四つの大きな要件がございます。これに合致するものということで捉えておりまして、冒頭言いましたように熊本地震に限っての対応でございますので、このへんも御理解いただければと思います。以上です。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 豊後議員の和式トイレから洋式トイレと、ひとつの流れだろうと思っておりますが、確かに、これは全国的なやはりいろんな課題がありまして、学校でトイレをするに恥ずかしいからとかいうような新聞等でも取り上げられておったところですけども、各学校には現在、校舎等に全部あるとは限らなくて、体育館に洋式とか、そういう学校もありますけれども、一つは三加和のほうは洋式トイレも備えておりますし、今度統合する菊水小学校においても洋式化ということも。それから、中学校等にも洋式を設置するようにしております。

学校としてはですね、保健指導、それから学級指導の中で、こういうことは誰でもすることですので、そういうことが恥ずかしい、または、それをひやかすだとか、そういうようなことにならないような指導をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

学校教育課長 樋口哲男君

○学校教育課長（樋口哲男君） 修繕料のことについてお答えします。

どこの学校でも毎年修繕は出てきております。東小においてもですね、水道関係ございましたけれども、現在修理を行いまして、先生方、児童さんにはちょっと迷惑をかけた部分がございますけれども、今は難なくできている状況でございます。以上です。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 十分理解をいたしました。この機会しか私が質問するところがございませんでしたので、あえて脱線をしましたけれども、そのへんの趣旨は受け止めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 14ページの中山間地域直接支払事業費の中の一番下の交付金ですね。

提案理由の説明の中では、集落協定が一つ追加をされるとか、用地面積の追加ということだと

と思いますが、この申請そのものが年度途中で行ってもいいのかということ、もし、できるのであれば、いつ頃までに年度の中でも申請しなければ許可しないといいますが、認可しないというか、そのへんが第1点と。

それから、この交付金が1年間分くるのかとか、その2点について伺います。

○議長（杉本和彰君）

農林振興課長 富下健次君

○農林振興課長（富下健次君） 笹渕議員の中山間地域直接支払交付金についての御質問についてお答えいたします。

今回の補正につきましては、議員おっしゃられたとおり、1集落が協定に入られたということで、その面積に応じた金額を交付できるようになっております。

その編入の時期といいますが、年度内といいますが、中山間は5年1期みたいな形で期間を設けられておりますので、その期間であれば、そういうふうにして農地の集積・集約ができれば、そこで入ることができるというような形になります。

あとは、交付対象の金額につきましても、同様な判断でできるものと考えております。

先ほど、ちょろっとお話がありましたが、町道の買収による返還も逆に言えば出ております。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） 8番、庄山です。12ページの財政管理費の中の元金臨時交付金の返還金1億53万6,000円に対して、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、この交付金が返還ということで、今度あげられておりますが、この前、一般質問の中でも総務課長、支払い関係を2月ぐらいまでにはというようなお話だったと思っております。そういう中でですね、これは財政調整基金の取り崩しというような形でいかれると。その中に、この基金の中で一番いい、これは定期に入っているわけですね、これは。

それが最適2月に合うような、一番最適な基金があるのか、それと、これが万が一にですね、延ぶのか、4月以降になった場合に、また4月にこの基金が、ちょうどいい取り崩しができるのか、その点、お尋ねをしたいと思います。私は、このことについては、せっかく1年間定期を入れておりますので、前崩しであれば1年間の金利が安いといっても、大きな1億というお金でございまして、これが無駄になると私は思っておりますので、最良の基金取り崩しというようなことを考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。というふうに思います。

それと、この基金に対して、関連をしますが、町長は住民に対しての説明会というようなお話もするというようなことであつたかと思っております。

具体的に、どういう日程で、どういうこととというような線が頭の中で描いておられるならですね、ぜひこれも説明という。そして、議会のほうもですね、この前、小山議連の委員長がおっしゃられた議会の説明会といいますが、そういうやつも計画されているというようなこととおつ

しゃられておったと思います。そういう中でもですね、お互い執行部も議会も、この1億余りの大きな金が出費するわけですから、住民の方々もはっきり知りたいという、私は意思表示が相当あっておりますので、十二分にこの説明をしていただければ幸いではなかろうかと、私は思っておりますので、具体的な日程まで頭の中で描いておられるならですね、お尋ねをしたいと思います。この2点。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まず1点、返還するときの取り崩す時期、できるだけ効率的にというような御指示だったかと思います。

会計のほうともですね、内々には打ち合わせをしております。ちょっと日にちはわかりませんけれども、ちょうど定期が1億満期を迎えるものがあるというふうに聞いておりますので、それを活用いたしまして、あと53万6,000円につきましては、何らかの形で財調のほうから崩さなければならぬ形になります。ちょうど1億はありますけれども。

それと、返還事務につきましても、当然、内々熊本県と調整をしております。その中では、今年度中で返還をやるという形の協議の中で進んでおります。以上です。

○議長（杉本和彰君）

会計管理者 池本文雄君

○会計管理者（池本文雄君） 臨時交付金の1億53万6,000円の支払いのことで補足させていただきます。

財政調整基金が12月28日で満期になりますのがございまして、その金額が1億100万58円の、このお金を総務課のほうと話しまして、これが一番的確かなと、満期の解約ということで返還をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 説明会等々の日程をということでございます。先般来お話をしておりますけれども、まず20日に区長会、ここでしっかり御説明・御報告を申し上げたいと思います。

それから、先般広報のほうにも原稿を送ってございますので、広報でのお知らせと。

それから、先ほどスケジュール等々、具体的な手順等々が判別しましたら、これを含めて御報告ということにしたいと思います。ですから、そういう意味では、なるべく早くということですが、最終的なスケジュールといいますか、具体的な方法等が決まった時点でお知らせを申し上げたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） 返還金においては、12月28日ですか、これが約1億100万程度あると、ピシッと合うわけですね。ただですね、私は仮に、仮にですよ、3月の20日払いとなった場合にて

すね、これは恐らく12月の28日、これは、そのまま崩しておくのかですね。4月の10日前後あたりに、ちょうど満期を迎えるやつがあるのか。そうであるならば、約3カ月近くの金利もばかにはならんところもあるのじゃないかなと。そういうことですね、万が一そういう場所があった時には、一番最良のやつを考えていくということですが、12月の28日の定期は自動的に、これは継続でいくのか、はっきり、もう12月の金で使いますという形でいくのかですね、その点再度お尋ねしたいというふうに思いますが、その1点。

それと町長、議会のほうもですね、さっき議運の委員長あたりとのお話もあっておりますので、このやつを機に調整をかけて、町民説明会あたりに一緒にですね、これはやったほうが私は一番いいんじゃないかと、そういう気がします。

この私の案に対して、どうおっしゃられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。この2点。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議会のほうと御一緒にということでございます。そういう意味からすれば、住民の皆さんに何回も集まっていただく必要もなくなるわけですから、そのへんも、すみません、検討させてください。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 先ほど会計管理者のほうから説明がありました12月28日満期を迎える部分と言い切れるかということですが、この予算が確定いたしましたしてから、更に県と事務の返還についての打ち合わせを行います。その期日も一般質問の中では2月中旬ぐらいというようなことで説明いたしましたけれども、そういったもろもろの中の日にちが、まだはつきりいたしておりません。ただ、今現在会計との協議の中ではですね、12月のその分を使っていこうということになっております。

もろもろの事務の日にちがはつきりいたしましたならば、そのへんもはつきりと申し上げることができると思いますが、今現在、日程も含めて協議中でございます。

それを確実に使うということは、なかなか申し上げられません。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

8番 庄山忠文君

○8番（庄山忠文君） 最良のですね、やり方を私は願っておりますので、小さな金も、やはりですね、1億の金でも1円がないということであるならば、1億とは言いませんので、1円の金でも大事にしながらですね、やっぱり財政、考えてやっていただきたいというふうに思います。

それから、町長発言の中で、協力をしながらやっていくというようなお話を聞きましたが、ぜひですね、これは町民がやっぱり安心するような金、出す以上は、やっぱりそれをですね、我々も望んで賛否討論をやるわけですから、ぜひこれは住民の中で説明をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） ただいまの臨時交付金の件で、私の記憶違いかもしれませんが、ちょっとお聞きをしたいと思います。この交付金の申請時期と、交付決定日。

それから、どうも私もあやふやなので申し訳ないんですが、住民投票の前なのか、後なのか、そのへんどなたかおわかりできればお答えをしていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） この造成事業は、平成25年に開催しております。

そして、その工事費に充てた事業でございますので、住民投票は28年10月だったと思いますので、住民投票以前に確定した事業でございます。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） そのへんが、ちょっと私も気になっておりましたので、お聞きしました。わかりました。25年度の造成についての臨時交付金ということで間違いないですね。

わかりました。終わります。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 質問を行います、私の質問は今の庄山議員と重複するかと思いますが、元氣臨時交付金の1億53万6,000円、この金額は、もう誰が考えても大きい数字です。町の人口が約1万弱と思いますが、1人当たり1万円という大きな数字、これは会計検査院から指摘があって、返還しなければいけないと。私は、これは返還するのはやむを得ないと思いますが、こういうことに至った経緯については、学校問題でありますので、これは町長が今の中央小学校にしたいということで立場がかわって返還をしなければいけないというのが実態でございます。

それにしても私は、会計検査院から指摘があった以上は、これは従わなければ仕方ないと思いますが、本当に県あたりにも和水町の信用を失墜させているなという思いがございます。

それから、一昨日の一般質問をにおいても、町長は、これは質問の中で答弁としまして、町民に説明会をそろそろの学校問題もありますので、そこらへんを含めて説明会をしたいとおっしゃいました。そういうことで、私は、この説明会には十分本当に真剣に取り組んでもらいたいと。今回の議会においては、私は一般質問をしませんでしたが、執行部においては検討、検討がほとんど検討という答弁が多ございました。検討というのは、やらないということだろうというような質問までであったように、検討じゃなくて、やっぱり真摯に町民に説明をしてもらわにやいかんと。

私は、町長就任当初、相当意気込みが、馬力があるなと思っておりましたが、何か病院のこと

においても、町長は「住民説明会をします」とおっしゃいましたが、とうとうなくて、自分で判断をされました。今回は、そういうことのないように説明会をされますか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 学校の統合事業もございます。また、本当に御指摘のとおり、1億といいますと、莫大なお金でございます。これを支出しなくちゃいけないということは、本当に何と申しましようか、沈痛な思いでありますけれども、そのへんも含めまして、しっかり御説明をしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） この件には、ちょっとくだいようですが、先ほど申し上げましたように、町長の言葉は大変重うございます。口は、1回言ったら後戻りできませんので、町長の言葉は町のトップとして大変重みがあります。これは検討じゃなくて、先送りじゃなくて、明けたすぐにも本当は、私は、この件については国から返還金の通達がきた時点において、すぐ検討をされて、この議会に提案される前にでも、住民説明会をされる、いろいろな方法があるかと思えます。

町長の気持ちとしては、いろんな諸般の事項があったというような答弁があるかと思いますが、そういうことで、師走もあと15日しかない。1月は、いろいろしよると日にちがない。そういうことをしよると、私たちも、町長の任期も終わりますので、早く実施されますか、そこらへんを重ねてお伺いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 先般も申し上げましたように、行政の報告という形で考えておりますけれども、先ほど庄山議員の御提案もございました。議会と一緒にどうだというようなこともございましたので、そのへんも含めて協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） 再々で申し訳ないですが、12ページの財政管理費1億53万6,000円の返還についてですが、町長は一般質問の中でも住民説明会を他の案件とあわせて実施し、説明をしたというようなことでございます。

今日、さらにまた新たな提案がございまして、議会の報告会とあわせてどうかということでございますので、そのへんは十分検討に値すると思います。ぜひ、よい方向でやっていただきたいと思います。

また、返還にあたりましては、今、県と協議中だということでございますが、私は一刻も返え

さなんやつは早く返すということは基本だろうと思います。そして、早く新たな出発をせにゃいかんというふうに思います。これ以上国・県に対してですね、迷惑をかけられない、そのへんを思いますと、やっぱり早いほうがいいと。

そして、反省を込めてですね、そのへんの対応をやっていただきたいと思いますが、町長は、そのへんは大体いかな状況なのか、いつ頃、同じことになりますけれども、早くといひまして、もう既に今年は、あと半月もない日数になりましたし、明けても時間がないというようなことですので、ぜひ対応をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 一刻も早く返しなさいということでございますけれども、これは総務課長のほうからも再三申し上げておりますけれども、国の手順というのもございます。逆に、その手順によりまして、県への申し出というのもございます。ですから、そのへんは必ずしも町の思いどおりにはいかないという部分がございしますのを御理解いただきたいと思います。

それから、説明会ということでございますけれども、確かに12月、1月の初めとスケジュールが詰まっておりますので、また逆に住民の皆様も年末年始ということもございます。これを明けてからということで、先ほど議会のほうとも協議をさせていただきたいというふうに申し上げますけれども、そのようにいたしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

13番 高巢泰廣君

○13番（高巢泰廣君） この案件は、まず命令ではなく自主的に返還する、申請書を町があげるというようなことで説明を受けておりますけれども、まずは町が県にお返しする、県を通じてお返しするような手続きをする必要があるかということは承知しております。要は、もらった交付金、返納するということは、財政運用上からもですね、非常にもったいない話だと思いますが、本件は会計検査の指摘された事項でもございますし、国・県へのこれ以上の迷惑はかけられないという思いがいたします。そういったことで、返還やむなしと思います。

そのへんで、私は今回のこの件につきましては、早期に報告会を開催されるということを前提に賛成をすべきだというふうに考えますので、今後とも対応をよろしくをお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 3番、蒲池です。再三にわたってですね、今の他の議員さんも12ページの元金臨時交付金の返還金についてですね、私も質問させていただきたいと思います。

まず最初にですね、先日までの一般質問の中で住民投票で、この耐震改修がなったことは、これは返還もしようがないと町民は理解するんじゃないかなというような答弁がありましたけれども、これ、そのように今でも思っているのか。

それとですね、町長自身、一切この件に関しては、この住民投票並びにその前の住民運動をさ

れた時にですよ、安くあがる安くあがると言われながら、これ1億53万、そして設計委託料の1億3,600万、2億3,000ですよ、これが無駄になったわけですよ、実際言えば。それをどのように考えられますか。この無駄になったお金を、そして、なおかつ今度住民投票で言われていた調理場もない、仮設プレハブもない。それは確かにですね、事業費の増大等により事業内容の変更もあり得ます、書いてありますよ。しかし、いっぺんはそれは出すべきでしょう。出して検討するべきじゃないんですか。

この中で、11カ月というのもぜんぜん約束守られてないじゃないですか。これは町長がなられた時の公約とぜんぜん違うんですよ。だから住民投票して、住民に説明会をしてですよ、そして、この臨時交付金を臨時議会でもしょうがないから、それで出してくださいよって言ったじゃないですか、全員協議会の中で。これを総務課長、なぜ今回あげなければいけなかったのか、それをしなければ話は進められないのか。

私はですね、こういう問題は専決処分でも僕はいいと思いますよ、それが決まったならですよ、これ。わざわざ今回なぜあげなければいけなかったのか。あれだけ、私は全員協議会の中で住民説明、これは大事な問題だったわけですよ、1億もの返還金ですよ、何と思ってるんじゃないんですか。住民説明会をしてからしてくださいと言ったにもかかわらず今回提案されてます。戻さなければいけないのは、戻さなければいけません。学校の改修工事が反対だと言ってるんじゃないんです。あなた自身が、町長自身が訴えてきたことと、ぜんぜん真逆のことになってるじゃないですか。それにもかかわらず住民説明会をしない、早急にする。あなた自身この1億に対して、町民の皆さん方に対して申し訳ないなという思いはないんですか。その思いがあるのであれば、住民説明会をして提案するべきでしょう。

なぜ、今回あげなければいけなかったのか。先送りして臨時会でできなかったのか。そこも含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） なぜ、この補正であげなければならなかったのかという御質問です。

決して、この1億円を軽く見ているわけではございません。

一つは、蒲池議員のお考えはそうだと思います。私からの考えはですね、やはり学校が建たなかったという事実が今回の返還の理由だったわけです。目的が達せられなかったと、それしかございませんので、その部分については、住民の皆様方は、もう御承知おきかなと、そのように私は判断をいたしました。ですから、いち早く返還等々の手続きもやらなければなりませんし、ことが国の会計検査の結果でございましたものですから、12月のほうにですね、執行部の財政のほうの総務の考えとしてはですね、そういった理由で今回あげさせていただいたわけでございます。

当然、蒲池議員が言われるとおり、住民説明会をやって、そして、あげるという、これを全然否定するものじゃありませんけれども、会計検査の結果、何度も言いますけれども、その理由が立たなかったと、そこは御理解、皆さんいただいてるところかなと思ったものですから、今回あ

げさせていただきました。以上です。

○3番（蒲池恭一君） 私が言いたかったのはですね、議長、それを今回あげなければ何か不都合があったのかと聞いています。それについてですよ、それをしゃんむり今回あげんでもよかったんじゃないですかと・・・答えていただいてませんので、それに対して答えていただき・・・。

○総務課長（上原真二君） どうしても、この12月に出さなければならぬと、理由はございません。臨時会等々も、それは議員のおっしゃるとおり、そういう方法もあったというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議員御指摘の2億もの資金を無駄にしたのではないかとということでございます。これは、民意等々もございましたけれども、私の気持ちとしては本当に、どう言えばいいんでしょうか、いたたまれぬ気持ちでございます。

今、スケジュールについては、総務課長が申し上げましたところを御理解いただければというふうに思います。

○3番（蒲池恭一君） よかですか、いちばん最初に私が言った1億53万がですよ、あたかも住民投票で認められたというような認識はどうなんですかね。

○町長（福原秀治君） このままお答えをさせていただきます。そういう意味では、全てが民意に包括されたという意味ではないと思いますけれども、事業自体、学校を建てないということになりましたいきさつについては、そのへんも大いに関係しているかなというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 耐震改修に賛成した方が、1億返還せなにか思っとなはる人の何人おんなっと思うですか。そういう認識なんですか執行部は。たまがっとなっとなが現実なんですよ。びっくりされてますよ、町民の方々は。1億53万も戻さなにかいて、新聞に出て、私のところにも何件で電話がありますよ。「そぎゃんこっじゃたなら新築がよかったね」て、「そういうことであるならば新築がよかったね」て言われる方も大半いらっしゃるんですよ。皆さん方御存じですか、36億から39億6,000万に上がっただけで、この問題はおじゃんになってしまったんですよ、番城グラウンドは。わかってますか。皆さん方。その上に1億ですよ。1億もの金が基金から切り崩してですよ、町民1人当たり1万円ずつ損するわけですよ。あなたたちは甘く見てますよ1億というお金を。1億があつたら、商工観光課で何ができますか。こういう大事な案件をですね、自分が今まで訴えてきたことと違うことになっているにもかかわらず住民説明会をないがしろにする、せめてしてくださいって言うてたじゃないですか。戻さなければいけないことは、戻さなければいけません。それは戻さなんです。

せめて、あなたたちが公約で言った町民目線の中で行政運営をするというのであれば、住民説明会をしてからするべきでしょう。今、総務課長の答弁の中で、わざわざ今回入れんでもよかて

いうとをはっきり言われたじゃないですか。違うんですか。

私はですね、今からでも撤退して、これ引き上げてもらいたいですよ。ほかにですよ、住民のサービスの中で、どうしてもやらなければいけない案件がいっぱい入ってますよ。いっぺん考えていただけませんか。これだけ大事な案件をね、今回しゃんむりあげなくても、無理してあげなくてもよかった案件をなぜあげなければいけないんですか。ぜんぜん住民目線に立ってないじゃないですか、あなた自身が。何か反論があれば、お答えください。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 反論はございません。ただ、今回の上程につきましては、再三申し上げておりますように、この予算を決めていただいて、それで国に対して返還の申し出をいたしまして、それから県のほうへ、その指示がくるということでありますので、年度内には、こういう事案でありますので、返還まで済ませたいなというようなところがありましたので、今回上程をさせていただきたいわけでございます。

○議長（杉本和彰君）

3番 蒲池恭一君

○3番（蒲池恭一君） 今回しゃんむりしなくてもいいという答弁があったにもかかわらず、なぜそれを言うんですか。事務手続き話し合いはできないんですか、今もしてるじゃないですか、上程しなくても。臨時議会で十分間に合うじゃないですか。何か不都合がありますかね、総務課長、臨時議会で対応したことが、話し合いがこれを認められんなら、事務的に何か不都合がありますかね。私は臨時議会でも開いてもらってですよ、まさにそれこそがですよ、住民目線に立った町政運営じゃないんでしょうかね。

これだけ、もめにもめて、番城グラウンドに10億もの予算を費やしたにもかかわらず、その当時8億まで費やしたにもかかわらず、1割建設工事が上がったことによって、36億から39億6,000万に上がったことによって、番城グラウンドの新築工事が頓挫したわけですよ。それは安くあがっていいじゃないですか。だから、耐震改修に関して、それは住民投票で委ねましたので、しっかり二元代表制の中で、果たして、この住民投票で言われたことと、どれだけマッチしているかを私自身議員の一人としてですね、判断して賛否をとりたいと思っています。

そういうことからですね、これはわざわざ今あげなくても、住民説明会をするべきだと申し添えてですね、私は、この案件に対してですね、否決させていただきたいと思います。

今のちょっと、何か不都合があるかなかなかだけよかですか。今のですよ、答弁がですよ、すみません。あたかもですよ、今回せんならでけんごたるまた答弁が返ってくるからですよ、そがんと何も問題ないわけだからですよ。ちょっと認識が違いますよ。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 今回あげなければ不都合があるのかということでございます。

先ほどから今後の事務手続きの打ち合わせをしております。具体的に期日も、まだわかりません。こういった流れでなるのかですね。ただ、認識としましては、今年度で返還を終えたいというところだけは、共通の認識として県と進んでいると、私どもは認識しております。

そういった中で、できるだけ執行部としてはですね、早く取り組みたいという思いはございました。

究極の御質問として、不都合はあるのかということですが、現段階としましては、できるだけ早く取り組みたいというところで、これがどの時点での臨時議会とかですね、その時期にもよりますが、取り立てて具体的な不都合という項目は、今現在は申し上げることはございません。ただ時期的なもの、先ほど言いました部分のみでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番、森です。またかと思われるかもしれませんが、私も、この元気臨時交付金について、返還問題について、お尋ねします。

一般質問でも、私自身載せておりましたが、住民に対する説明をどうするんですかというふうに、私が載せておったというふうに思うんですけど、その理由はですね、説明会も一つの方法でしょうけど、いろんな形、先般一般質問の中では、特に区長さん方にはピシッとした説明をお願いしますということを申し上げました。

それはですね、今、蒲池議員もおっしゃったように、あらゆるところからですね、この問題について、いろんな意見が出てるんですよ。「何で、そぎゃん返さなんとかい」とかですね。一般の住民の方々はですね、そんなに役場職員の方々と違って、歳入歳出という捉え方についてですね、ピシッと捉えている人は、そんなにいません。いわゆる、特にこういう補正予算的な理解のしかたというのはですね、非常に難しいところがあります。ほとんどが、いわゆる歳入歳出という単純計算的な捉え方なんですね。1回もらったやつを何でまた返さなんとかいとか、やっぱりそういう話が、この1億53万の問題については出てるんですよ。で、私は取り上げてやったということですね。

それで、一つ大きな問題を指摘をしますと、いわゆる昨年10月に住民投票条例を制定をして実行しました。その時の番城グラウンド側の案は、これだけかかります。中央小学校案は、これだけかかります。どちらに賛成ですかというような形で投票は行われたと思います。それで、その時に両方の考えを、いわゆる平等な形でやらなくちゃいけないということで、議会の中からお互いに番城側の賛成の議員の方々、それから中央小学校の賛成の議員の方々、代表者を出して、そして、お互いに見配りながら一定の数字を出していったわけですね。それで確か、番城のほうで28億、中央小学校側は21億だったというふうに私は覚えております。

それで、その時にですね、中央小学校側に共同調理場の問題が載ってたんですよ、それが今回の教育委員会の説明の中に抜けてたもんですから、私は全協の中で、あれおかしいなと思ったもんですから、これじゃ比較のしようがないということで、指摘をしたことを覚えております。

だからですね、この1億53万の数字あたりも、そういうことあたりをピシッとですね、平等に出しながら、公平に出しながら我々に説明をしてもらわないと、私たちはどういう質問をしていいかわからんごんになってしまうとですよ。今まさに、そういう状況にあると思います。だから、これだけいろんな形で議員の皆さんが、私以外の皆さんが自分はこう思う、自分はこう思うというような捉え方をされているのは、これは執行部側ですね、提出の仕方がまずいんですよ。そのへんですね、町長は、どういうふうにこの1億53万の問題について、思われますか。私、1億3,000万の設計金額の問題を聞いた時に、「断腸の思いです」その一言で、私は反故にされた思いを、今思い出します。「断腸の思いです」、冗談じゃないですよ。

少ない自治体が、うちの60何億の、この年間の事業費の約半分近くは交付金じゃないですか。自主財源じゃないでしょうが、交付金でしょうが。その交付金を返還するて、そんなバカな話がどこにありますか。もう財政そのものが成り立ちませんよ、地方自治体の。私は、そのへんがですね、この元氣臨時交付金の1億53万円には見え隠れしているなというふうに思うもんですから、だから、これはちょっと今回は、一般財源をですね、一般会計を反対なんちゅうのは、これもうアホみたいなもんですよ、本当もう、ちょっと言葉は悪うございますけど。

本当は賛成、私はしたいです。だけど、今回は反対します。あまりにも問題がちょっと、本質に触れて多ございますから、大きゅうございますから、これはもう正直言うて今まで散々皆さん指摘をされておりますので、もう返事は要りません。これは、私の意見を述べさせてもらって、これで質問を終わります。以上です。

○議長（杉本和彰君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時50分

再開　午後1時00分

○議長（杉本和彰君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

9番　荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君）　9番です。午前中もですね、もう何名もの方から質問がございました元氣臨時交付金の返還金というところの1億53万6,000円の部分でありますけれども、これに関しましては、やっぱり菊水地区の学校統合についての方向性の変更というようなことで、このような状況になったのではないかというように思います。

耐震改修で工事をやるということで、現町長が打ち出されましたけれども、安くあがるからとか、メリットだけを言ってこられた部分があるかと思いますが、その裏を返せば、それまでの設計費用とか、今回の交付金の返還とかというような部分というものをですね、その時点において予想をされておられたのか、お伺いをいたしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 設計料のほうにつきましてはですね、認識をしておりましたけれども、この1億56万の分につきましては、認識が足りなかったといえは足りなかったんですが、会計検査院とのやり取りの中でもですね、造成工事そのものは26年の3月に完成して竣工もしているということで、元金臨時交付金の役目は果たしているんじゃないかというふうに反論をしてみましたが、最終的に学校が建たなかったからという最終的な理由で、こういう事態に陥りました。そのへん認識が甘かったといえは、甘かったかもわかりません。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 9番です。設計料に関しては認識しておったと、思っておったということですが、こういうリスクに対する部分とかですね、町に対する影響というものがあるということは、ある程度わかっておられたというわけですが、今回の設計費用というか、今度の耐震改修の部分での一応概算が出ておりますけれども、そのリスクを乗り越えて今度の設計であるかどうかという部分で判断は、どう見ておられるかお伺いをいたしたいと思います。

今度の新しい耐震改修の部分と比べて、リスクまでおかけて、その感想はどう思われておるか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 耐震改修ということにつきましては、いろいろ御批判もいただこうかと思えます。

ただ、それに向かってですね、進めてまいったこと。また、民意の背景もあつたことを含めましてですね、耐震改修、物価も高騰しておりますので、思うようにはまいりませんけれども、なるべく費用を抑えながら、かつ、共同調理場の話も出ておりますけれども、そのへんも加えて検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

9番 荒木拓馬君

○9番（荒木拓馬君） 全般的に考えてみてですね、私たちはすぐ比べるわけですよ、新築とどうだったのかということで。町長は、まだ自分のやったその部分のほうがですね、耐震改修のほうか前の部分を町の全般的な部分から考えて越えたものであるかどうかという部分をどう思われているのかお伺いをいたしたいと思うのと同時に、住民説明会をですね、本当にしっかりと、何名の方も言われましたけれども、やられて、その部分をですね、しっかりと今私が聞いている部分もですね、住民の方々にはぜひわかっていただけるような説明をお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 大規模改修と新築という意味では、町民の皆さんの御意見もそれぞれ半分に分かれておりましたけれども、いまだもってそうですけれども、使えるものは使っていきたいというのが私の思いでございました。

今後、ちょっと話がそれますけれども、いろんな公共施設のメンテ等々も出てまいりますけれども、その中で使えるものは使っていきたいというふうに考えております。

それから、住民説明会については、申し上げましたように、しっかりと特に保護者の皆さん、あるいはPTAの皆さん、学校現場の皆さんには御理解をいただけるように説明をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 皆さん改めまして、こんにちは、3 番議員の蒲池でございます。

議案第48号、平成29年度和水町一般会計補正予算の案に対します反対討論をさせていただきます。

先ほど、午前中ですね、質疑をしましたけれども、この案件はあくまでも今回出さなくてもよい案件だということは、質疑の中でも総務課長も認められました。

そして、なにより、この元気臨時交付金の返還というのはですね、合併以来の菊水地区の小中学校統廃合の問題が生じて、番城グラウンドに平成25年度までに8億もの予算を費やし、その中の1億53万円でございます。そういうことを含めると、町長が訴えてこられた安くあがる安くあがるが、結果的には、こうやって町の負担が増えたわけでございます。

そういうことも含めると、やっぱり住民説明会をして、この一般会計の中に返還金を乗せるべきだろうというのが、私の思いでございます。

確かに、この一般会計補正予算、ほかにも重要な提案が盛り込んでありますけれども、私としては、この元気臨時交付金ですね、これを入れないところの提案をずっとずっと訴えてきたにもかかわらず、今回乗せられたということはですね、私は議員の一人として心外だと思う思いの中で反対の立場をとらせていただきます。

以上をもちまして、議案第48号、平成29年度和水町一般会計補正予算書の反対の立場の討論を終わらせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番 豊後 力君

○4 番（豊後 力君） 4 番議員の豊後でございます。

ただいま執行部から提案されております議案第48号、和水町一般会計補正予算につきましての賛成の立場から討論をさせていただきます。

確かに、先ほどからる議員の皆さんから1億53万についての返還金についての質疑が出されております。私も、この問題については、非常に懸案をしておった部分でございますけれども、ただ私が思いますのは、国・県それぞれの立場の中で、これは会計検査院の指摘事項ということで、率直に受け止め、仮に諸問題もいろいろあったと思います。

しかし、我々も誠意を見せると、これは町民に対しての誠意も必要です。しかし、国・県に対しての誠意は、私は最も大事じゃないかなというふうに思います。

他の市町村の市長が言いますのは、必ず速やかに返納いたしますというのが、ここに熊日さん、それから読売さんもおいででございますけれども、常にそういう流れで文面も書かれております。やはり、この熊本県下の中で、一番大きな金額でございます。ただ大小でものは言いたくはありませんけれども、やはりここはですね、執行部においても真直に、やっぱり考えていただいて、私は、今回の一般会計補正予算、定例会において計上するのが、私は道ではないかなというふうに思います。先ほど、高巢議員のほうからも速やかに返納すべきであるという立場をとられております。やはりここはですね、皆さん方、やっぱり真にこれを理解して、言うべきことは多いに結構です。しかし、やはり窓口となる町の執行部、会計責任者、総務課長はじめ各職員も非常に痛い思いだろうというふうに思います。

そういう理由から、私は、本定例会に提案されました一般会計補正予算書、賛成の立場で討論いたしました。以上です。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

2番 森 潤一郎君

○2番（森 潤一郎君） 2番、森です。私は、議案第48号、平成29年度和水町一般会計補正予算書の反対の立場から討論をいたします。

先ほどもちょっと質疑の中で意見を申し述べたところなんですけど、財政管理費の元金臨時交付金返還金1億53万6,000円、この問題につきましては、非常に住民の関心が大きくなっていることは事実であります。そういう中で、私たち議会、あるいは執行部との議論を積み重ねていかななくてはいけない段階で、いわゆる住民投票条例実施時の番城側建設資金、それから中央小学校側建設資金、この段取りを進めていく上で、いわゆる共同調理室建設の問題が今回欠如した形で、去る8日の全員協議会において説明がなされた中で欠如しておりました。そういう形で出てくると、お互い執行部と議会側が議論を重ねていった一定の決定を出さなくてはならない問題が、いわゆる1億53万6,000円の今回のこの議案の一部でございますけれども、この問題が宙に浮く形になってしまいます。

そういう中で、私は、この議案第48号、この一般会計補正予算書は不備であるというふうに判断をしまして、反対の討論をいたすところでございます。

私たち、議会側が十分検討できるような、資料を提出をして執行部側には提出をしていただか

なくては、こういうことになりかねませんので、そのへんは今回は一定の、私自身非常に反対討論というのは、つらい部分がありますけど、あえてこの部分 1 億 53 万 6,000 円の、この財政管理費についてが載っている以上、この議案第 48 号については、反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 48 号、平成 29 年度和水町一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 49 号 平成 29 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（杉本和彰君） 日程第 13、議案第 49 号「平成 29 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 49 号、平成 29 年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第14、議案第50号「平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第50号、平成29年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第51号 平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第15、議案第51号「平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第51号、平成29年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第52号 平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）

○議長（杉本和彰君） 日程第16、議案第52号「平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 10番です。ページ数5ページです。歳入のほうですけれども、款7諸収入、工作物移転補償費として、64万3,000円あがっておりますけれども、この工作物とは、どこにあり、どのような工作物なのか。また、工作物で補償費を支払われる対象者は誰なのか。まず、それをお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 池田議員の今の御質問にお答えいたします。

こちらの補償費は、5人槽の合併浄化槽でございます。内田地区でございます。道路改良に伴う移転補償費でございます。その方は、今は町外にいらっしゃいます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） それでは、さらにお聞きしますけれども、その64万3,000円の補償費を踏まえたところで、ページ6ページ歳出の特定地域生活排水処理施設管理費として、工事請負で38万9,000円ありますけれども、これを移転するための工事が38万9,000円だろうと思うんですけれども、ここのところは、この工作物の移転工事費ですかね。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今の御質問ですけれども、この合併浄化槽を撤去する工事費でございます。

○議長（杉本和彰君）

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 3回目の最後の質問になりますけれども、それでは、この移転報償費で64万3,000円をなにがしさんから受け取って、それに及ぼす工事は38万9,000円。じゃあ執行というか、役場、地方行政としてもうける事業をしたわけですね。そこですら、一般会計のところでも言いましたけれども、この上に、上というか歳入のほうに一般会計繰入金の赤で25万4,000円あげてあつてですね。これは、この工事額、報償費から、この繰入金の25万4,000円を引

いた差額が38万9,000円の工事請負費になっているわけですよ。何かおかしかっじゃないですか。これを抜きして考えるなら、行政はもうかる仕事をしとるとしかみなされないわけですよ。

私は、ここで一般会計繰入金の赤をあげるよりも、予算残として残したほうがいいんじゃないですか。報償費と同額の工事額をあげてですたい。そのほうが私は適当だろうと思うんですよ。ここでしゃんむりでん一般会計繰入金の赤の繰出金ば出さにゃんとですか。

私は、そこが納得いかんところがあつとですたいね。だけん、そういう一番詳しいのは総務課長だと思ふんですけれども、どう思われますかね。

私は、一般会計の時にも申しましたけれども、なんか处理的にそぐわない面が出てきているんじゃないかな。いずれは結局、今年もバランスシートどうのこうのの研修ありましたけれども、行政会計のほうからバランスシートのほうに移るならば、もう目に見えてわかるようになるわけですよ。はっきり申しますと、バランスシートというのは、収入がこれだけで、これだけ支出しましたって、そしてこの事業をしましたって、それでこういうことになっていますと言えば、この事業において金の流れはこうなっているというのが、はっきりわかるのがバランスシートだと思ふんですけれども、そうなるんですね、営利を伴わない大前提とあるのが行政の仕事のあり方じゃないかなと思うわけですよ。そこのところをどう思われているのか、ちょっと見解を総務課長並びに町長にお尋ねいたします。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） まず、この予算のマイナス25万4,000円となりましたのは、あくまで補償費、補償費の算定基礎となったのは、ちょっとそこまでわかりませんが、補償費が64万3,000円だったと。同時に、その補償費をもらう一連の工事の中で撤去をしなければならなくなつた。たぶんこれは県道拡張かなんかだったと思いますけれども、その費用が38万9,000円ということ。例えば、工事費が同額であるならば入って出るという形で予算の歳入歳出の均衡はとれているわけですね、同額でなければならないという、歳入歳出のですね。ところが補償費に比べまして、工事費が少なかったということになりますと、入りよりも出が少ないと、そうしますと、歳入歳出の均衡をとるためには、そもそもこの事業会計の確たるお金の部分につきましては、一般会計から繰り出してこっちで受け入れとるとというのがございますので、その分を一般会計にお返ししますよと。数字を合わせるための一つの手法でございます。歳入歳出同額にしなければなりませんので、そういう理屈で、こういう予算書が出来上がっているということでございます。

それと、新地方公会計、バランスシート等々があります。あくまでも、今後この歳入歳出、単式簿記ですね、これは、これまで同様にずっといくわけです。これはこれとしていきます。決算も、このような形で、これを基にいきます。プラス新地方公会計の複式簿記のバランスシートをつくりなさいという、そういう義務付けになっているわけですね。

ですから、これはこれとして、きちんとこれまでのルールの中で歳入歳出が一緒のような形で、

予算書ですので、そういった形でつくって、プラス新地方公会計では、それをつくることによって、施設のコスト計算書とかですね、1人当たりのコストがどれだけかかっていると、そういったものまで研究をして、例えば、これから先の除却事業、公共施設の整理等々のそういった資料にも一つあててることの基礎資料になるものだと思っております。以上です。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 私に対してもお尋ねでしたので、お答えをさせていただきます。

確かに、池田議員おっしゃるとおり、バランスシートの作成をはじめ、企業会計的な要素というのが、これから色濃くなってくるのかなというふうに思います。企業会計ですと、出、入り、出、入りということで、確かに1個1個はわかりやすいかもわかりませんが、今現時点です、予算書という大きな資料にまとめますと、なかなか短兵急にはできないことだと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉本和彰君）

建設課長 中嶋光浩君

○建設課長（中嶋光浩君） 今、池田議員の御質問内容で、町がもうかっている事業というお話でございましたけれども、今回は、町設置型の浄化槽の撤去ということで。ここにお住まいだった方は今は町外にいらっしゃいますので、改めて町設置型を建設する必要があるということで、今回この県の補償費、時価額でございますので、改めて新設するための補償費ではないと。こちらの合併浄化槽は、平成14年にできております。で、約15年経っていると。合併浄化槽の耐用年数は、およそ30年でございます。ですが、その2分の1、新設すれば120万円ほどということで、今回のこの65万という金額が算出されているものと考えます。

また、これは、もし町内にその方がお住まいであれば、町は改めて90万ほど出して建設する必要があったということでございます。以上です。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第52号、平成29年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第53号 平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（杉本和彰君） 日程第17、議案第53号「平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第53号、平成29年度和水町春富財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第54号 財産の交換について

○議長（杉本和彰君） 日程第18、議案第54号「財産の交換について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第54号、財産の交換については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第55号 町道の路線認定について

○議長（杉本和彰君） 日程第19、議案第55号「町道の路線認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第55号、町道の路線認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第56号 指定管理者の指定について（和水町福祉センター）

○議長（杉本和彰君） 日程第20、議案第56号「指定管理者の指定について（和水町福祉センター）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号、指定管理者の指定について（和水町福祉センター）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第57号 指定管理者の指定について（菊水ロマン館）

○議長（杉本和彰君） 日程第21、議案第57号「指定管理者の指定について（菊水ロマン館）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第57号、指定管理者の指定について（菊水ロマン館）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第58号 指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）

○議長（杉本和彰君） 日程第22、議案第58号「指定管理者の指定について（和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） この提案では、指定管理者が今回また丸美屋というふうなことで提案をされております。

平成30年4月1日から3年間ということで、提案をされているわけですが、この丸美屋の計画によりますと、3年間とも赤字ということで、先日の全協の中で説明がありましたが、こういった赤字なのに町内の業者ということで指定管理を応募されたかというふうに思うんですが、丸美屋からのなんらかの要望とか、施設とか、いろんな面での要望というのは、ありましたでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前淵康彦君

○商工観光課長（前淵康彦君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

丸美屋さんからは、とにかくお客様の要望でトイレの和式を洋式に変えてほしいというような具体的な要望があがっているということで、何とか改善していただけないだろうかというような御提案がっております。以上でございます。

○議長（杉本和彰君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 3年間の赤字計画ということで、最初から始まるわけですがけれども、そういったときの利用者の方の要望というのもあるのであればですね、そういった要望に応えるべきではないかというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 一般質問でも質問いただいておりますけれども、例えば、浴室のバリアフリーですとか、利用者の方の御要望に対しては、これは丸美屋さんとしっかり協調しまして対応していかなくてはいけないなというふうに思います。

また、全体的として、だいぶ老朽化もしております。設備も傷んでおところがございます。そういうのも兼ね合わせて対応していく必要があるかなというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 4番、豊後でございます。私も建設経済常任委員長をしておりますので、都度都度この件につきましてはですね、お話をさせていただいた経緯がございます。この交流センターができて、おそらく25年ぐらい経過してるんじゃないかなというふうに思いますが、今回新たな泉源ということで、新しい温泉を今出しておりますが、非常に泉源としてはですね、すばらしい温泉だという評価を得ております。

ただ、現存する浴槽、それから、交流センター内がですね、非常に先ほど町長がありましたように、老朽化をたどっておるということで、なんとかリニューアルをできないかなということも担当課長のほうに話をしております。再度、確認をしますが、今後、今回丸美屋さんが、また指定管理を受けましたけれども、本当に金栗四三、大河ドラマ、これとあわせてやっていかないと、確かに「西郷どん」のあれができますけれども、片方では、すばらしい大河ドラマに関する館が

建ったけれども、かたや、見かけはいいけど、あそこに入って帰ろうというお客の誘導をですね、まず考えていただきたいと、このへんの考えがあるかどうかお伺いをいたします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 詳細については、商工観光課長に答弁をさせますが、基本的に今回交流館周辺に金栗ミュージアムといいますかですね、をつくる。それから、人の流れというのを交流館から緑彩館へ向かって流れるような仕組みをつくる。伴いまして、利用していただけるような施設に対する対応というのは、当然必要になってくるかなというふうに、今考えておるところでございます。

○議長（杉本和彰君）

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 町長の答弁は考えておるということで、今はですね、それどころではないという感覚かもしれませんが、課長にちょっとお伺いしますが、今回の指定管理において、丸美屋さんですね、そのへんの方向性は、どれぐらい協議されて、じゃああそこで丸美屋さんの協力を得て、こうしたいとか、町はこういう方針を持っているから、これはどうですかというような具体的なね、そういった話し合いというのは行われておるのか、その点だけ一つだけお願いします。

○議長（杉本和彰君）

商工観光課長 前渕康彦君

○商工観光課長（前渕康彦君） 豊後議員の御質問にお答えいたします。

現指定管理者でもあられる丸美屋さんとは、常日頃から情報交換の場をもってやらさせていただいているところでございます。

この金栗四三ミュージアムにつきましては、今回の全協の場で御説明を申し上げたところでございまして、これから指定管理者の丸美屋さん、現丸美屋さん、それから今日御指定をいただくのであれば、引き続き、この丸美屋さんと、この件に関しましては密にして丸美屋さんの御要望、それから、私どもの考える方向性を意見交換しながら、すり合わせをして同じ方向を向いて地域経済の活性化のために邁進してまいりたいと考えております。以上でございます。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） 私は、意外と自分の思いを常々しゃべるほうですので、大変申し訳ございませんが、三加和交流センターをはじめとして、温泉地帯がずっとあります。今あそこの近辺で一つの企業が温泉を今開発中でございます。そうしますとね、やっぱり新しいものに目を向けたがるというのが常にあるわけですから、やっぱりそのへんは交流センターもリニューアルをするということも大事というふうに思いますので、じくとそのへんを考えてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第58号、指定管理者の指定について(和水町三加和温泉ふるさと交流センター及び和水町緑彩館)は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(杉本和彰君) 起立多数です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第6号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

○議長(杉本和彰君) 日程第23、発議第6号「道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

4番 豊後 力君

○4番(豊後 力君) 発議第6号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出理由を申し上げます。

道路は、地域力を発揮する上で、最も重要な社会資本であり、移動手段を自動車交通に大きく依存している本町においては、主要道路の整備を着実に推進し、既存道路施設の適正な維持管理により、長寿命化を図る必要がある。

そのため、平成29年度までの特例措置となっている道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定による交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置については、財政の厳しい地方の状況を考慮して、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上が、提案の理由でございます。

○議長(杉本和彰君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(杉本和彰君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第24 閉会中の継続審査について（常任委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第24、閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び厚生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員長及び厚生常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25 閉会中の継続調査について（各委員会）

○議長（杉本和彰君） 日程第25、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時18分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（杉本和彰君） お諮りします。ただいま町長から議案第59号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 異議なしと認めます。

議案第59号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第59号 和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（杉本和彰君） 追加日程第1、議案第59号「和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 議案第59号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

議案第59号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月14日提出、和水町長、福原秀治でございます。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

和水町長等の給与及び旅費に関する条例、平成18年和水町条例第44号の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6、町長及び教育長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、町長については、平成30年1月1日から平成30年4月15日までの間、その額からその額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とし、教育長については、平成30年1月1日から平成30年3月31日までの間、その額からその額に100分の30を乗じて得た額を減じた額とするということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

提案の理由といたしましては、ずっと議論が続いてまいりましたが、平成28年度和水町ふれあい会館天井改修工事において、町議会に説明していた工事内容を大幅に変更することとなりました。この変更について、町議会への説明及び理解を得ないまま工事を進め、また、同時に職員への指揮監督を怠った結果、町政及び町議会に混乱を来し、多くの町民の皆様へ迷惑をかけることになりました。町長及び教育長としての道義的責任を果たしたい。これが、この条例案を提出する理由でございます。

加えて申しますならば、長期にわたり町民の皆様にはふれあい会館の利用等々につきまして、大変な御迷惑をおかけしました。と同時に議会の皆様にも混乱といいますか、非常に御心配・御迷惑をおかけしました。あわせて、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本和彰君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 3 番、蒲池です。今回、町長の給与、そして教育長の給与の10分の5、100分の50ですね、また100分の30ということで提案をいただきました。町長自身は断腸の思いの中でされたのかなと思いますけれども、私、特別調査委員会の中で調査した中にですね、この案件はですね、入札した後に工事金額が合わないからということで、業者さんから改築の変更がなされ、そして、それが職員、並びに課長、教育長、町長が認めた案件でございます。これってあってはならないことなんです、実際いえば。そういう行政って僕まずないと思います。設計して、それを入札したわけだからですね、本来でありますと、業者間との癒着とか、もしかしたら金品の授与があるかもしれないと疑われても遜色ない案件だと思います。

本来でありますと、在任期間が長かったらですね、私は、これは辞職勧告決議案並びに不信任決議案をですね、出すべき案件だと思っています。もしくは、町長自らですね、職を辞するような案件だと言わざるを得ない事案なんです。そのへんについて、自らしてらっしゃいますので、これはですね、県下でも今まで類をみないような減額でありますので、その分に関しては真摯に受け止めてらっしゃるかなと思いますけれども、私が今申したことをですね、いま一度ですね、反省の弁を述べていただければと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 御指摘のとおり、工事の設計変更につきましては、非常に安易な決裁、あるいは手続的に問題のある決裁をいたしてしまいました。

また、議会等への説明・相談をその段階でしておればよかったんですけども、これを怠ってしまったということで、本当に責任は重大と受け止めております。

今後かかる事態のありませんよう、改善策をしっかり検討いたしまして、反省とともに改善を図ってまいりたいというふうに思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 私のほうも今、町長が申し上げましたように、本当に議会で承認をいただいて、そして、これで工事ができるかなと思う、そういう時に設計変更があがった時に、もう一度しっかり基から見直し、そして、そこに説明を受けて、そして、それをまた議会等に報告するという、また、御理解いただくという最も基本的な基礎的な手順、そういうのを抜かしてし

まいりました。そのことにより、工事もちろん遅れましたし、それから、皆様方に利用していただいている方々はじめ、議員の皆様方にも大変御迷惑をおかけいたしました。申し訳ありませんでした。

今後は、このような件ばかりじゃなくて、いろんな業務等が回って、私のほうにも決裁をしなければならない文書等もまいっております。そういう時、一つ一つ丁寧にきちんと精査し、そしてまた、わからないところはいち早く経験豊かな方、また知識を持っておられる方に相談をするなり、そういう具体的な方法をもって二度とこのようなことがないことをお誓い申し上げまして、おわびいたします。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） この場でですね、もう一つ誓っていただきたいのはですね、業者さんからの金品の授与はなかったということをですね、改めて印鑑を押された皆様方は、一言ずつですね、これは町民に対してですね、町民の方々に対して、やっぱり身の潔白をですね、はっきり言ってもらいたいと思います。これは本当にですね、業者さんから、この金額じゃできないということに変更になったわけですので、そういうことがですね、二度と、もうないようにしてもらいたいとともにですね、そういういろんな受託がなかったということをですね、社会教育課長、教育長、そして総務課長の印鑑もありましたと思います。もちろん町長もですね、一言ずつ述べていただきたいと思います。あったならあったと言わなんですよ。

○議長（杉本和彰君）

社会教育課長 荒木和富君

○社会教育課長（荒木和富君） ただいまの蒲池議員の御質問にお答えいたします。

一切そういうことはございませんでした。

○議長（杉本和彰君）

総務課長 上原真二君

○総務課長（上原真二君） 一切そういうことはございません。

○議長（杉本和彰君）

教育長 小出正泰君

○教育長（小出正泰君） 私も、そのようなことは一切ございません。

○議長（杉本和彰君）

町長 福原秀治君

○町長（福原秀治君） 断じて、そのようなことはございませんし、これまでも、これからも、その清廉さだけはですね、絶対に失わないでまいりたいというふうに思います。

○議長（杉本和彰君）

3 番 蒲池恭一君

○3 番（蒲池恭一君） 今回の件をですね、しっかり肝に銘じていただいて、執行部の皆さん方、

一人一人がですね、やっぱり町民に目を配りながら、そして、行政運営をですね、頑張っていたきたいということを述べさせていただいてですね、質問に代えさせていただきます。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

4番 豊後 力君

○4番（豊後 力君） ただいま蒲池議員のほうから厳しい御意見と指導がありました。

私も、やはりそういう思いはございますが、一番今回の件でやっぱり欠落したのは報・連・相ではないかというふうに思います。やっぱり常に連絡・報告・相談、これをですね、おろそかにすると、やはり一人歩きをしてしまいますので、私は今回の反省を踏まえて、やはりそういった、毎月1回行われている幹部会にしろ、提案をする、またこういう事業方針をいくということのですね、共通の認識を持っていただいて、やっぱり皆さん方が全員がですね、町の執行部のトップでございます。そのへんをしっかりと、自分独りよがりじゃなくて、それぞれの助けあい、協力というのをですね、いま一度考えていただいて、二度とこういった失態と言うといけませんけれども、こういった問題が発生しないように、ひとつ肝に銘じて頑張っていたきたいというふうに思います。

答弁は要りません。

○議長（杉本和彰君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

10番 池田龍之介君

○10番（池田龍之介君） 10番議員の池田であります。

ただいま議案になっております議案第59号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についての反対討論を申し上げます。

この問題については、本年3月定例会の一般質問において、私が問題提起をいたした張本人であります。そしてまた、9月定例会、そして12月定例会においても、この問題について、一般質問において、執行部を質疑いたし、ただした本人でもあります。

これを見ますと、町長並びに教育長が、この問題に対して反省され、これくらいの減額で責任をとりたいという意思表示をされたことに関しては、敬意を表したい面も一面あります。

しかし、これは内容的には多くは語りませんが、この議案が上程されるプロセスにおいて、やや議会、議員として反省せざるを得ない面があったと、私は私なりに思うところがあります。

そして今、私は通算5期目の議員職を務めております。約19年間議員職を務めておりますけれども、この5割、3割といった報酬カットの条例が出されたのは、旧菊水、旧三加和、この和水町、そしてまた、県においてもあまり聞いた覚えがありません。せいぜい聞いて最高の額と覚え

ているのは、政令市都市である首長さんが度重なる職員の失態において3割カットが最高ではなかったかと私は記憶をいたしております。

この責任の度合い、尺度を測るものさしというのは、人それぞれ考え方によって違うものだと思います。しかし、この案件とちょっと性質的にも違うし、金額的にも違うところがありますけれども、一つの事例として述べさせていただきます。

住民の直接請求権というのがあり、自治体が行う公共事業、公金支出において住民監査請求というのがあります。それを経て、今裁判、訴訟を起こすためには、この住民監査請求というのが前置主義になっておりますので、住民監査請求をした上でないと住民訴訟の受付を裁判所のほうが受け付けないというような風潮になっております。その例において、最高裁の大法廷ではありませんでしたけれども、最高裁の小法廷において、自治体の公共事業にかかる損害弁償、その上限額は3割程度が妥当であると判決が出ております。

それをしないと、やはりインフラ整備、地域住民からの声を反映する大型事業等々に影響があるのではないかという判断のもとに、この上限額が3割というのが言い渡された主な理由ではないかと、私は思うからであります。それで性質的にも金額的にも違いますけれども、そういった事例を見ますと、この5割、3割というのは、ちょっと常識を逸脱しているんじゃないかと、そして、こういった前例を残すと後々の我が町の町政運営等々に影響が出るものと私は思うところがあります。それで、この条例案については、反対をいたします。

そしてまた、町長並びに教育長、並びに関係、社会教育課において、この案件にあるふれあい会館天井改修工事における反省といたしますか、再発防止対策の構築、それに力を傾注されまして、また今定例会において、議会における調査特別委員会の委員長報告が本定例会初日に報告がなされております。

そのことを真摯に受け止められて、再発防止対策に力をそそいでいただき、そういった土壌等を築かれんことを切に切望いたしまして、この案件に対しては反対といたし、反対討論といたします。

○議長（杉本和彰君） 討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（杉本和彰君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時42分

再開 午後 4 時41分

○議長（杉本和彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの採決については、起立者の多少の認定が困難です。

よって、これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第59号、和水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（杉本和彰君） 起立多数です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉本和彰君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4 時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員